

外国株券等の保管手数料に係る「機構が別に定めるところにより算出する価格」について

1. 外国株券等の保管手数料に係る「機構が別に定めるところにより算出する価格」(平成22年12月1日)

(下線部変更)

新	旧
<p>1. 機構における当該銘柄の取扱開始後1年を経過しない銘柄の場合 (1) 国内の金融商品取引所を主たる市場とするものであると機構が認める銘柄以外の銘柄 上場承認の対外公表日(注1)から遡って1年間の各月末の主たる外国金融商品市場における金融商品取引所(組織された店頭市場を含む。以下同じ。)における終値(注2)の平均を上場承認の対外公表日における為替相場(注3)により円換算した価格</p> <p>(2) (略)</p> <p>2. 機構における当該銘柄の取扱開始後1年を経過した銘柄の場合 当該銘柄の取扱いを開始した日から1年経過後に最初に到来する4月又は10月以降、毎年4月及び10月に当該銘柄の価格を見直すこととし、4月の見直し時においては3月末、10月の見直し時においては9月末から遡って1年間の各月末の終値(注4)を平均した価格</p> <p>(注1) 国内の金融商品取引所に上場しない銘柄の場合には、当該銘柄の取扱開始日とする。</p> <p>(注2) 株式分割又は株式併合が行われた場合には、当該分割又は併合前の終値については、分割比率又は併合比率に基づき、調整した価格とする。</p>	<p>1. 機構における当該銘柄の取扱開始後1年を経過しない銘柄の場合 (1) 国内の金融商品取引所を主たる市場とするものであると機構が認める銘柄以外の銘柄 上場承認の対外公表日から遡って1年間の各月末の主たる外国金融商品市場における金融商品取引所(組織された店頭市場を含む。以下同じ。)における終値の平均を上場承認の対外公表日における為替相場(注1)により円換算した価格</p> <p>(2) (略)</p> <p>2. 機構における当該銘柄の取扱開始後1年を経過した銘柄の場合 当該銘柄の取扱いを開始した日から1年経過後に最初に到来する4月又は10月以降、毎年4月及び10月に当該銘柄の価格を見直すこととし、4月の見直し時においては3月末、10月の見直し時においては9月末から遡って1年間の各月末の終値(注2)を平均した価格</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

<p>(注3) 該当日における東京外国為替市場の対顧客直物電信売相場と対顧客電信買相場との中値(これによることが適当でない機構が認めた場合には、機構がその都度指定する外国為替相場)とする。</p> <p>(注4) 最終気配値段を含むものとする。ただし、国内の金融商品取引所を主たる市場とする銘柄以外の銘柄の場合で、その日に終値又は最終気配値段がなく、国内の金融商品取引所における同日の当該銘柄に係る基準値段が入手可能なときには、当該基準値段を用いるものとする(当該基準値段が入手できない場合には、直前の主たる外国金融商品市場における金融商品取引所における終値を円換算(換算する際に利用する為替相場は、4月見直しの場合には3月末日、10月見直しの場合には9月末日におけるものとする。)した価格とする。)。また、国内の金融商品取引所を主たる市場とする銘柄の場合で、その日に終値又は最終気配値段がないときには、当該取引所における直前の終値又は最終気配値段とする。</p> <p><u>なお、株式分割又は株式併合が行われた場合には、当該分割又は併合前の終値については、分割比率又は併合比率に基づき、調整した価格とする。</u></p>	<p>(注1) (略)</p> <p>(注2) 最終気配値段を含むものとする。ただし、国内の金融商品取引所を主たる市場とする銘柄以外の銘柄の場合で、その日に終値又は最終気配値段がなく、国内の金融商品取引所における同日の当該銘柄に係る基準値段が入手可能なときには、当該基準値段を用いるものとする(当該基準値段が入手できない場合には、直前の主たる外国金融商品市場における金融商品取引所における終値を円換算(換算する際に利用する為替相場は、4月見直しの場合には3月末日、10月見直しの場合には9月末日におけるものとする。)した価格とする。)。また、国内の金融商品取引所を主たる市場とする銘柄の場合で、その日に終値又は最終気配値段がないときには、当該取引所における直前の終値又は最終気配値段とする。</p>
---	---

2. 附則

この改正規定は、平成23年4月1日から施行する。

以上